

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 3 月 25 日付け松江市監査委員告示第 4 号で公表した行政監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 5 月 9 日

松江市監査委員 三 島 康 夫
松江市監査委員 安 来 弘 喜

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 等 結 果
<p>3 監査意見</p> <ul style="list-style-type: none">本監査は公募により指定管理者を選定した施設の中から抽出で調査を行ったが、市が指定管理者制度を導入した平成 18 年度から現在まで、同一の事業者が管理を行っている施設があった。次回の公募時には、競争の原理が働くよう、複数事業者の参入意欲が喚起されるような取組を検討されたい。 (スポーツ施設課・公園緑地課)指定管理者を公募する際の指定管理料上限額（人件費）の積算にあたっては、民間の賃金を抑制することがないよう努められたい。 (組織戦略課)	<ul style="list-style-type: none">次期指定管理者の選定にむけ、民間事業者の参入意欲の喚起や参入しやすい公募条件の把握等を目的として、指定管理者公募に係るサウンディング型市場調査を実施しました。調査には、現在の指定管理者のほか、複数の事業者に参加いただきました。本調査結果や昨今の物価高騰等もふまえて公募要項や仕様書を作成し、次期公募ではより多くの事業者に参入いただけることを期待しています。 (スポーツ施設課・公園緑地課)指定管理料の積算にあたっては、指定管理者制度が、民間の創意工夫・経営努力による効果的な施設運営を主眼としていることから、指定期間中を通じた管理料を積算しています。特に公募施設においては、人件費等の変動を指定管理者側のリスク負担とする考え方をとってきたところですが、今般の急激な人件費上昇をふまえ、令和 8 年度以降の指定管理者の公募手続きから、賃金上昇を反映した積算を適用する見直しを行うところです。 (組織戦略課)

- ・ 指定管理者の評価にあたっては、収支もさることながら、自主事業を含めた施設の魅力や利便性が市直営時と比較して高まったかどうか、重要な観点なので、指定管理者の努力や工夫による成果にも注目して評価されたい。

(組織戦略課)

- ・ 施設所管課は、各施設で行われている利用者アンケートについて、利用者から寄せられた苦情・要望等に対し指定管理者がどのように対応し改善されたか、具体的に把握するよう努められたい。また、アンケート結果の年次的な比較や分析を行うには回答数が不足している施設があったため、アンケート方法について工夫されたい。

(観光施設課・スポーツ施設課・公園緑地課・市民生活相談課)

- ・ 毎年度行っている指定管理実施状況の評価において、指定管理者の取組による効果的な運営を評価する項目を設けてはおりますが、そうした観点が伝わりにくい部分もあるため、他自治体の評価・公表項目なども参考にしながら、より指定管理者の取組による成果に着目した評価を行ってまいります。(組織戦略課)

- ・ 指定管理者から業務報告書により報告される利用者アンケートの結果について、指定管理者に対し詳細の聞き取り調査などを行い、対応状況を具体的に把握したいと考えております。

また、アンケートの実施方法については、より多くの利用者から回答が得られやすい方法を模索してまいります。(観光施設課)

- ・ 利用者アンケートについては、寄せられた意見に対して指定管理者がどのように対応したのか月別業務報告書等で具体的に報告していただき、市と指定管理者が連携して対応するよう努めてまいります。

また、アンケート方法については、事務所横にアンケート用紙を常設して利用者に回答への声掛けをするなど回答数確保に努めるとともに、分析結果を今後の施設管理に生かせるよう努めてまいります。

(スポーツ施設課・公園緑地課)

- ・ 指定管理者が行うアンケート結果の対応・改善策については、指定管理に係る月次報告書等により報告を求め、具体的な把握に努めていきたいと考えております。

また、指定管理者と共に利用者のニーズにあったアンケート方法を検討し、より効果的な比較や分析を行えるよう努めてまいります。

(市民生活相談課)